

最低制限価格の設定について

- 1 平成27年5月1日以降に公告又は指名する建設工事に係る最低制限価格の設定を次のとおりとします。

最低制限価格：

$(\text{直接工事費} \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 60\% + \text{一般管理費} \times 30\%)$ (千円未満切り捨て) $\times 1.10$

※1 上記により算定した額が予定価格の10分の9を超える場合は10分の9 (千円未満切り捨て) に相当する額、また10分の7に満たない場合は10分の7 (千円未満切り上げ) に相当する額とします。

※2 その他上記により算定が困難な特殊工事等及び解体工事については、予定価格の10分の9 (千円未満切り捨て) から10分の7 (千円未満切り上げ) までの範囲内で定める額とします。

- 2 平成30年10月1日以後に公告又は指名する役務の提供等の一部 (植物管理業務、廃棄物・リサイクル業務) に係る最低制限価格の設定を次のとおりとします。

最低制限価格：

予定価格の10分の8 (千円未満切り捨て) とします。